

新型インフルエンザ等対策推進会議
基本的対処方針分科会（第9回）議事録

1. 日時 令和3年6月10日（木）

2. 出席者

| | | |
|--------|-------|---|
| 分科会長 | 尾身 茂 | 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長 |
| 分科会長代理 | 岡部 信彦 | 川崎市健康安全研究所所長 |
| | 井深 陽子 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 大竹 文雄 | 大阪大学感染症総合教育研究拠点特任教授 |
| | 押谷 仁 | 東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授 |
| | 釜萯 敏 | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| | 河岡 義裕 | 国立国際医療研究センター国際ウイルス感染症研究センター長、 東京大学医科学研究所ウイルス感染部門特任教授 |
| | 川名 明彦 | 防衛医科大学校内科学講座（感染症・呼吸器）教授 |
| | 小林慶一郎 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| | 鈴木 基 | 国立感染症研究所感染症疫学センター長 |
| | 竹森 俊平 | 独立行政法人経済産業研究所上席研究員（特任） |
| | 田島 優子 | さわやか法律事務所弁護士 |
| | 舘田 一博 | 東邦大学微生物・感染症学講座教授 |
| | 谷口 清州 | 独立行政法人国立病院機構三重病院院長 |
| | 朝野 和典 | 大阪健康安全基盤研究所理事長 |
| | 中山ひとみ | 霞ヶ関綜合法律事務所弁護士 |
| | 長谷川秀樹 | 国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長 |
| | 武藤 香織 | 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授 |
| | 脇田 隆宇 | 国立感染症研究所所長 |

《オブザーバー》

| | |
|-------|-----------------|
| 飯泉 嘉門 | 全国知事会会長 |
| 長谷川知子 | 日本経済団体連合会常務理事 |
| 石田 昭浩 | 日本労働組合総連合会副事務局長 |

3. 議事

<基本的対処方針の変更について>

《構成員》

○岡部委員 諮問内容に特段意見ない。

○釜范委員 諮問内容に同意する。

○小林委員 諮問内容に賛成する。

○竹森委員 群馬、石川、熊本について、期限通りまん延防止等重点措置の解除が可能になったことは喜ばしく、賛成したい。この3県については、病床使用率等で依然ステージⅢのものが見られるが、ほとんどの指標でステージⅡを達成しており、なおかつ先週比の今週の感染者数も、0.5以下になっており、こうした点が解除の理由となっていると思う。

次回、東京等首都圏の「解除」を検討するに当たり、群馬、石川、熊本という「成功例」との比較が重要になると思われる。なぜ、後者の3県では、まん延防止等重点措置が期待通りの成果を実現したのに、東京など首都圏では成果が見られなかったのか。そこには前回の会議で議論した大都市特有の問題が絡むと思われるが、こういった点が一番問題なのかについて分析が必要。例えば、大都市圏では、感染経路の追跡が困難という問題が、「成功例」では見られないといった経緯はあるのか。実際、エピカーブを見ると、「成功例」では感染経路が判明したグレーの部分が多いようにも思える。

また、変種株については、さらに新たなタイプが発見されるなど由々しきデータが出ているが、変種株が発見されたとして、その拡大をどう防ぐか、そもそも防ぐことが可能なのかが問題である。

防ぐ方法は2つあると思われる。一つは「水際対策」、インド株の場合、それがまん延している海外の地域からの入国を抑える政策である。もう一つは「国内の水際対策」、かつてイギリス株は大阪で初めに発生していたが、大阪とほかの地域、もしくは関西圏とほかの地域の人の流れを抑える政策である。ワクチン接種とともに新型コロナの問題自体が後退していくことが期待できるが、それまでの「時間稼ぎ」として、この二種類の「水際対策」を実行できる体制を整えてほしい。

○田島委員 諮問内容に特段意見ない。

○谷口委員 諮問内容に特段意見ない。しかしながら、一方では既に人流の増加傾向とともに、下げ止まる様相がみられるので、今後のリバウンドに注意することが重要。これに加えて、今後のオリンピックの開催如何によっては、リバウンドを更に促進し感染者の急増も考えられるところ、国レベル、都道府県レベルにおいてWHOの

ガイドラインに沿って大規模イベント時のリスクアセスメントを系統的に行い、強化サーベイランスと迅速対応を含む危機管理体制を準備しておく必要があると思うので、「二. 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針」に追加していただくと良いと思う。次にリバウンドすれば更にピークは高くなると思われるので、経済への影響も大きいと考えられる。

○朝野委員 諮問内容に特段意見ない。

○中山委員 群馬県、熊本県、石川県のまん延防止等重点措置について6月13日で終了する旨の公示案について賛成する。また、基本的対処方針の変異株の呼称の変更について賛成する。

○長谷川委員 群馬県、石川県、熊本県については各指標が概ねステージⅡになり、さらに減少傾向にあるので、まん延防止等重点措置について6月13日をもって終了することに賛成する。

○武藤委員 諮問内容に特段意見ない。

○脇田委員 群馬、石川、熊本のまん延防止等重点措置解除に賛同する。

《オブザーバー》

○飯泉知事（全国知事会） 「群馬県・石川県・熊本県」に対する「まん延防止等重点措置」の6月13日の解除について、諮問案に賛同する。

10都道府県に対する緊急事態宣言の6月20日までの解除を成し遂げるとともに、解除後の人流が増加するという前提に立ち、リバウンドを抑えるための具体的対策が必要だと考える。

まず、全国における感染抑制対策の展開が必要である。徳島県においては、感染再拡大防止のため、繁華街への「人流の調査」及び、調査結果の定期的な公表・注意喚起、飲食店や旅館、ホテルにおいて希望する従業員への定期的無料PCR検査、県外からの帰省者に対する「発地での事前PCR検査」などの取組に加え、2次元バーコードを活用し、陽性者が発生した際に、同一施設利用者にメールが送られる「とくしまコロナお知らせシステム」を導入し、業種別ガイドラインを遵守する施設を「ガイドライン実践店」として、業界団体が認証する取組みと、これら施設に対する支援をセットにした制度を設けており、こうした対策の全国展開が必要である。

次に、「変異株」への対策が必要である。変異株による感染拡大を封じ込めるためには、「全国でのサーベイランス体制」の早期確立が必要である。国立感染症研のおかげで、本県でも6月8日公表分から、デルタ株スクリーニングが可能となった。今後「あらゆる変異株」への対応が求められる。

さらに、「クラスター封じ込め」のため、複数の感染者が発生した学校や事業所において、保健所が積極的疫学調査により認めた対象者に加え、不安を抱え、検査を望まれる全ての方に対する「唾液PCR検査キット」等を活用した検査も「行政検査」と位置づけ、「面的なモニタリング検査」を可能とできるようにお願いしたい。

次に、「まん延防止等重点措置」について、「緊急事態宣言」解除後も、感染状況に応じ、「まん延防止等重点措置」適用も考えられ、知事が要請すれば、「空振りを恐れず、緊急事態宣言に至らせず！」との当初の理念に則り、即座に対応できるよう、特措法の附帯決議に基づく「現行手続き」を見直し願いたい。

最後に、「緊急事態宣言」については、地域を限定し、強力な措置を「短期集中」で講じることができるよう、「私権の保障」に対し、憲法第12条にあるように、「公共の福祉」の観点による「内在的制約」も考慮し、非常時には「より強い措置」が執り得るのか、立法府を交え、丁寧な議論を重ねて頂きたい。

○長谷川常務理事（経団連） 諮問内容に賛同する。引き続き、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、政府には、今後も、各都道府県と連携の上、感染状況や医療提供体制の状況に鑑み、機動的かつ柔軟に、まん延防止等重点措置の適用・解除の運用をお願いしたい。

○石田副事務局長（連合） 本分科会において検討がなされてきた「基準」を満たしているということであれば、まん延等防止措置の解除に賛同したい。

その上で、基準を満たしていることについて、当該地域および近隣地域に説明すると同時に、今回の解除が過度な解放感や安堵感につながらないように、「3密」の回避や手洗い・うがいなど、感染予防の観点から継続すべき施策についても、対象地域・近隣地域に幅広く伝わるよう発信して頂きたい。

国民はオリンピック・パラリンピックの開催の是非について関心が高い。同時に政府・分科会の出す方向性に注視している。今後、感染予防対策を有効的に進めるためには、国民の政府・分科会に対する信頼感は不可欠と考える。

イベント開催のあり方・水際対策等について、基本的対処方針・新型コロナウイルス感染症対策のいずれかの分科会で早急に論議し、国民の理解と納得が得られる考え方を示すべきと考える。